

いつもご購入いただき誠にありがとうございます。

社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 メールマガジンをお送りいたします。

2014年7月号

-----\*.☆

【目次】

- ▼室長の現場レポート（第10回目）情報管理室 室長 石原 佳以
- ▼大槻事務所だより 7月号
- ▼大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇（第23回目） 島田 綾子 編
- ▼社労士Q&A
- ▼7月セミナーのお知らせ

---

▼室長の現場レポート（第10回目）  
情報管理室 室長 東京労働保険事業主協会 事務長 石原 佳以

「6月」「7月」という時期は、社会保険労務士や労働保険事務組合にとって1年で一番の業務繁忙時期です。

平成15年（2003年）4月の健康保険法・厚生年金保険法等の法改正により、社会保険料の徴収が総報酬制となり、算定基礎届についても、それまで算定対象月が5月、6月、7月で届出期限が8月10日であったものが、対象月が4月、5月、6月となり届出期限が「7月10日」となりました。

また、平成21年（2009年）の労働保険徴収法の改正により、労働保険の年度更新の申告・納付時期が、それまで5月20日であったものが、平成21年度（2009年度）から「7月10日」となりました。

以前は、社会保険の算定時期と労働保険の年度更新時期に時間差があったため、繁忙時期が拡散していましたが、平成13年（2001年）1月の中央省庁再編により、厚生省と労働省が統合され厚生労働省となり、社会保険料と労働保険料の「徴収一元化」を目指す第一歩として、提出期限が同一である

「7月10日」となったという経緯があります。

前置きが長くなりましたが、今回は中小・零細企業の、労働保険の年度更新にかかる「労働保険料」から見る景気のお話をさせていただきます。

「労働保険事務組合」（以下、事務組合という）とは、厚生労働大臣の認可を受けた中小企業事業主等の

団体で、事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務処理（雇用保険の取得・喪失・離職票の作成及び提出、取締役等の特別加入手続き、及び労働保険料の徴収、申告・納付等の業務等）を行っています。

事務組合に委託できる事業主は、常時使用する労働者が、金融・保険・不動産・小売業にあつては 50 人以下、卸売業・サービス業にあつては 100 人以下、その他の事業（製造業、建設業等）にあつては 300 人以下の中小企業事業主です。

労働保険料は、「賃金総額×料率」で保険料を算出します。

また、建設事業においては「請負金額×労務比率（請負額に対する人件費の割合）×料率」で算出します。労働保険料は、労働保険を成立させた時に、その年度の概算保険料を先に納め、その後毎年の年度更新により実際の保険料を確定し、その差額に不足が生じればその額を追加で納め、余れば翌年度の概算保険料に充当して行く仕組みとなっています。

申告済概算保険料より当該年度の確定保険料が大きくなり不足が発生するということは、賃金額が増えていたりか労働者が増えているので、事業が拡大していると考えことができ、また、逆に確定保険料が少なくなり充当が発生する場合には、賃金額が減っているか労働者が減っている、ということなので、事業が縮小しているということが考えられるのです。

私は、当事務組合の事務長としてこの年度更新業務に長年携わって来ましたが、ここ数年の労働保険料の推移を見て、次のようなことに気付いたわけです。

当事務組合の労働保険料総計の推移を見ると、平成 20 年（2008 年）9 月から始まったリーマンショックの影響が顕著に出ていました。

リーマンショック前の平成 19 年度（2007 年度）の確定保険料は、申告済概算額を上回り、大きな不足額が出ていましたが、平成 20 年度（2008 年度）については、冬期賞与の支給を控える等、賃金総額が減ったため減少し、保険料は少々充当に転換しました。

負の経済効果は、中小・零細企業にもすぐに影響が出始めたようです。

このような確定保険料の充当状態が平成 24 年度（2013 年度）まで続き、ようやく今回申告する平成 25 年度（2013 年度）の確定保険料は、賃金額が増えたり賞与を支給する、若しくは額が多くなったりした結果、不足に転換しました。

また、建設事業の保険料については、バブル後の景気低迷の影響が継続的に充当額が発生し、リーマンショック後もこの景気の低空飛行状態が継続していました。

建設事業を廃業する事業主も見受けられました。

特に平成 23 年度（2011 年）と平成 24 年度（2012 年度）については、工事の受注量が減少したようで

充当額が多くなり、概算保険料の半分近くの額になってしまいました。

しかしながら、今年度申告・納付する平成 25 年度（2013 年度）の確定保険料については、工事の受注量も増え、不足へと転換しました。

つまり、事務組合に委託する中小・零細企業においても事業が拡大し、少しずつ景気が回復傾向にあるということです。

アベノミクス効果については、大企業から景気が回復してきているニュースを聞きますが、中小・零細企業の景気回復については時間がかかり、2～3 年遅れで、業種によっては未だ長いトンネルから抜け出せないでいるところもあると思われます。

あくまでも当事務組合の保険料の推移の数字だけで判断できるものではありませんが、少し明るい兆しが、中小・零細企業にも出て来たように感じます？！

東京オリンピックに向けて、中小・零細企業の景気回復が大前進することを願っています！

情報管理室 室長 東京労働保険事業主協会 事務長 石原 佳以

---

#### ▼大槻事務所だより

今月の特集は 「業務委託契約なのに残業代支払い命令？」 です！

[http://www.otuki.org/p\\_otsukidayori/pdf/vol64.pdf](http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol64.pdf)

---

#### ▼大槻事務所スタッフのおすすめの○○ （第 23 回目） 島田 綾子 編

皆さんは、家でお花をいけることはありますか？

花瓶に挿しただけで向きや角度が思い通りにいかない、なんてことはありませんか？

植物を折ったり曲げたりなど、ちょっとしたコツで上手くできることがあります。

そこで私のおすすめ、「いけばな」についてご紹介します。

「いけばな」というと床の間の花をイメージされる方も多いかと思いますが、最近ではホテルのロビーやパーティー会場、店舗のウィンドーや大規模な公共空間など、さまざまな場面で見ることができます。いけばなとフラワーアレンジの区別がつかない方も多いかもしれませんが、フラワーアレンジはお花をメインに全体的な

形を作っていくものに対して、いけばなは季節の枝ものや花の形を生かしながら空間を作り出すものだと思います。あくまでも私の個人的な見解ですが・・・

私がおすすめる「いけばな」の魅力とは・・・

## 1. 季節感

お正月のお花に始まり、桃、菖蒲、笹、菊など行事に合わせて花も飾られるので、季節を感じることができるのが魅力だと思います。毎年だと飽きるのでは？と思うこともあるかもしれませんが、例えば、お正月のお花と言っても、松の種類だけで若松、根引き松、五葉松、大王松、蛇の目松など、そのほか蠟梅、万年青などもありますので、一周するだけでも数年かかります。いけ方も、水盤など平らな花器を使い剣山で花材を留める方法と、筒型や壺などの丈の高い花器に、剣山などの道具を使わずに枝を留める方法があります。いけ方や花器を変えるだけで印象がガラッと変わりますので、飽きることはありません。

## 2. 異なる感性

同じ花材や花器を使っているけど、枝ぶりや花の表情、人の表現方法もさまざまなので、同じ作品になることはありません。自分でイメージしたものを形にしていくことも楽しいですが、周りの人がいけた作品を見ることも楽しいです。私は毎年、市で行う文化祭に出品しているのですが、昨年は初めて数人で一つの作品を作る合作というものに挑戦しました。普段は幅90cmぐらいのテーブルに飾る花をいけるのですが、その時は5人で幅1.5m、高さ2m以上の作品を作りました。合作の時は、初めに皆で使いたい花材を話し合い、どういう形にしていくか、それぞれデッサンを持ち寄り、デザインを決めていきます。自分とは違うアイデアが次々と出てくるので非常に刺激を受けました。

以上、簡単ではありますが二つほどあげました。

日常生活の中でお花をいける機会は少ないかもしれませんが、余計なことは考えずにひたすら集中する時間が持てるとスッキリした気持ちになります。また、お花によっては香りが強いものもありますので、いけている最中に部屋中香りが漂い、リラックスできます。

展示会などでも、どういう花材を使っているのか？どういう留め方をしているのだろうか？というところに注目して見てみるのもおすすめですよ。

2006年10月入所。第四室所属

Q.頑張って営業成績をあげた社員数名に対して、賞与とは別に朝礼時に商品券 3 万円分を手渡しました。何か必要な手続きはありますか？

A.

**【税金について】**

有価証券を支給する場合には、その支給する有価証券の価額の多少にかかわらず、すべて給与所得として取り扱わなくてはなりません。よって、課税処理を行うこととなります。

**【社会保険について】**

被保険者が「労働の対償」として受ける賞与・期末手当・決算手当など、その名称を問わず実質的には同じ性質をもち、年間の支給回数が 3 回以下のものはすべて標準賞与額の対象となります。

今回のケースのように営業成績をあげた社員に対して支給された商品券は「労働であげた成果」への対価とみなされます。

よって、賞与が支給されたものとして、賞与支払届の提出が必要となります。

大槻事務所 アウトソーシングプロジェクト

---

▼7月セミナーのお知らせ

◇—————◇  
:~;+’ アジア進出実務セミナー 台湾編 :~;+’  
◇—————◇

外食産業・サービス産業を中心に台湾進出ニーズの高まりは目を見張るものがあります。中国本土への足掛かりと位置付ける企業も多く、ますます注目を集めています。そこで、今回は、台湾の市場分析・進出に当たり知っておきたい法制度や手続き、そして、会社が最も頭を悩ませる労働・社会保険、労務管理について解説します。

**【主 催】** オオツキ M クラブ

**【日 時】** 2014 年 7 月 16 日 (水) 18 時 30 分 開始 (受付 18 : 00~)

**【開催場所】** 社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 [銀座事務所]  
東京都中央区銀座 1-16-7 銀座大栄ビル 8F <http://goo.gl/maps/4Q6FW>

【対 象】 アジアへの進出、営業展開をご検討されている企業の経営者・実務担当者、人事部、経営企画部、海外事業部などの実務担当者

【講 師】

株式会社アジアリーガルリサーチアンドファイナンス代表取締役 宍戸 徳雄

(プロフィール)

住友銀行を経て、アジア総合法律事務所のシンクタンクである株式会社アジアリーガルリサーチアンドファイナンスを設立、代表に就任。アジア各国の法制度調査、マーケット調査を行いながら、数多くの日系企業のアジア進出のサポートを行っているアジアビジネスのスペシャリスト。シンガポールやヤンゴンにも拠点を設置し、現地において進出実務をサポートする体制を構築している。著書に、現在、世界中が注目しているアジア最後のフロンティアであるミャンマーについて書いた実務書「ミャンマー進出ガイドブック」(プレジデント社)がある。その他、プレジデント社連載「沸騰ミャンマー投資」などがある。金融機関、大学等、アジアビジネスに関する講演、セミナー多数。アジアの起業家を結びつける

「New Asia Entrepreneur Business Network」の主宰者(シンガポール)。

社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所 銀座第3室室長 武澤 健太郎

(プロフィール)

2004年4月に新卒で社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所に入所し、社労士として10年のキャリアを持つ。経営労務監査プロジェクトのプロジェクトリーダーとして、数多くの労務監査を手掛け、2012年5月には特定社会保険労務士を付記し、個別労使紛争に関する相談も企業から多く相談を受ける。現在、約50社の相談業務を担当し、2013年9月には、海外進出プロジェクト担当リーダーに就任し、アジアを中心とした海外進出に必要な労務管理、労働社会保険のアドバイスを積極的に行っている。

【定 員】

先着24名(定員になり次第締め切らせていただきます)

【受 講 料】

オオツキMクラブ会員 無料 (懇親会付)

一般申込み 無料 (懇親会費 3,000円程度の実費を頂戴いたします)

【申込方法】

下記 URL からお申込みいただけます。

<http://www.otuki.org/index.php?act=seminar16>

---

◆こちらのメールマガジンは、当所お取引のお客様、当所主催・共催セミナーにお申し込みいただいたお客様、当所職員がお会いして名刺交換させていただいたお客様、当所ホームページよりメールマガジンの購読お申し込みいただいたお客様にお送りしています。

メールマガジンの停止または配信先の変更について、大変お手数ではございますが下記の URL にてお手続きをお願いいたします。

<http://www.otuki.org/index.php?act=mailmaga>



◆編集後記

沖縄県は梅雨が明けたそうです！7月に入り、夏季休暇の予定も決まってきたころでしょうか。花火大会・盆踊り・ビールに枝豆など、「暑い夏」を「楽しみながら」乗り切っていきたいですね！私はコレド室町で開催される「アートアクアリウム」に今年こそは足を運びたいと思っています。大きな水槽と金魚のアクアリウムで、昼と夜では演出が変わるそうです。夜は 23 時頃まで入場できるようなので、仕事帰りに寄ってみるのもいいですね！！

編集 発行：社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 鈴木 沙織  
問い合わせ：このメルマガ E メールアドレスは送信専用です。お問い合わせは下記の URL にてお手続きをお願いいたします。↓↓

[https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form\\_otzuki/index.php?act=form\\_contactus](https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form_otzuki/index.php?act=form_contactus)

Web サイト： <http://www.otuki.org/>